

学 則

1、研修の目的

介護業務に従事する者として、基本的な介護業務を行うために必要な知識及び具体的な技術について習得し、良質な介護サービスを提供できる人材の育成を目的とする。

2、研修の名称

翔嶺館グループ介護職員初任者研修講座

- ・通学（平日）コース
- ・通信（平日）コース

3、研修の要旨

事業所所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員	受講料（税込）	受講対象者
札幌市 1	通信：昼間（平日）	8 ヶ月	3 ヶ月	20 名	49,900 円	一般公募
	通信：昼間（平日）	8 ヶ月	3 ヶ月	20 名	0 円	当法人職員
	通学：昼間（平日）	8 ヶ月	1 ヶ月	24 名	5,500 円	自衛隊員
札幌市 2	通信：昼間（平日）	8 ヶ月	3 ヶ月	12 名	49,900 円	一般公募
河東郡音更町		8 ヶ月	1.5 ヶ月	20 名	49,900 円	一般公募

※一般公募には、指定施設において福祉・介護業務に従事している者及び従事予定者を含む

※自衛隊員とは、自衛隊札幌地方協力本部が実施する技能訓練に申込みをした者を指す

研修会場 : (札幌市 1) 札幌市厚別区厚別東 4 条 2 丁目 1 番 37 号 新札幌聖陵ホスピタル
 (札幌市 2) 札幌市北区東茨戸 2 条 2 丁目 8 番 25 号 札幌優翔館病院
 (河東郡音更町) 河東郡音更町木野大通東 17 丁目 1-6 音更宏明館病院

受講料内訳 : 【一 般】講習料：44,400 円 テキスト代：5,500 円
 【自衛隊員】講習料： 0 円 テキスト代：5,500 円

修業年限の延長 : 本人の申し出により、急病等やむを得ない事情と事務局が判断した場合のみ、修業年限を 1 年 6 ヶ月に延長することができる。

4、受講手続

(1) 募集時期

ア 一般公募：開講日 2 ヶ月前より募集を開始。定員になり次第締め切る。

イ 自衛隊員：自衛隊の指定した期日で募集を開始。定員になり次第締め切る。

(2) 募集方法

- ア 一般公募：自社ホームページ、広告、チラシ等で行う。応募者多数の場合は、申込書の先着順とする。
- イ 自衛隊員：チラシで案内を行う。応募者多数の場合は、部署内で選考し決定する。

(3) 受講料納入方法

- ア 一般公募：指定期日までに、金融機関への振り込み。指定期日までに振込みがなされない時には、受講を断る事がある。指定期日は開講日の3日前とする。
- イ 自衛隊員：開講日の前日までに現金にて払い込みをする。

(4) 受講料返還方法

振込みにより返還する。受講前に、自己都合により研修を辞退する場合は、振込手数料を差し引いた金額を返還する。当法人の都合により研修を中止した場合は、受講料を全額返還する。ただし、受講開始以後については、いかなる理由を問わず、受講料の返還はしない。

5、カリキュラム

研修カリキュラムのとおり

6、主要テキスト

テキストは「介護職員初任者研修テキスト」（全2巻）（中央法規出版発行）を使用する。

7、修了認定

(1) 出欠の確認方法

- ア 各講義・演習の開始前、出席簿により講師または事務局員が出欠確認を行う。
- イ やむを得ない理由により欠席する場合は、所定の欠席届を提出すること。また、原則として遅刻・早退は欠席とみなす。

(2) 成績の評定方法

- ア 各科目（項目）の講義・演習については、成績の評定は行わない。
- イ 全科目の修了時に、受講者の知識・技術等の取得度について修了評価を行う。修了評価は、講師による評価と筆記試験により行う。
講師による評価は、研修科目「9. ことごとからだのしくみと生活支援技術」項目「⑩総合生活支援技術演習」の中で、介護技術の習得度について「A/B/C」の三段階評価で「A/B」を合格とする。
筆記試験は、全体の6割以上の正答率かつ各科目の5割以上の正答率をもって合格とする。

(3) 通信課題・面接指導の成績の評定について

通信課題について、3回に分けて添削指導を行うこととし、各回とも7割以上の正答率をもって合格とする。不合格となった場合は、所定の課題により、基準を満たすまで添削指導を繰り返す。面接指導の講義・演習については、成績の評定は行わない。

(4) 修了の認定方法

- ア 研修の一部を欠席した場合は、補講を受講しなければならない。
- イ 通信課題については、課題のすべてに合格しなければならない。
- ウ 全科目修了時の修了評価に合格しなければならない。
- エ (2)イの講師による評価において、受講者の介護技術の習得が十分でなく、評価が「C」となった場合は、合格に達するまで再評価を行う。習得度状況により補講を行う場合があります。

オ 筆記試験不合格の場合は、再試験を行い再評価する。再評価の試験回数の上限はありません。尚、その際に発生する再試験料は1回につき1,000円(税込)とし、試験終了後1週間以内に事務局に直接納付する。

カ 外国人及び障害を有する受講者の筆記試験の解答時間は、個別に判断し、必要に応じ通常より延長して行うことができるものとする。

(5) 修了証明書

ア 研修修了者に対し、別紙2に定める修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

イ 研修修了者から紛失、氏名の変更等により再発行に係る所定の申請があった場合は、修了証明書及び修了証明書(携帯用)を再発行する。尚、手数料として1通につき1,000円(税込)を受講者負担とする。また、12(1)の規定を準用し、本人確認を行う。

8、補講の取扱い

やむを得ない理由により研修の一部を欠席した場合は、個別の対応で行う事とする。

尚、補講料は以下の通りです。

ア 一般公募、当法人職員：1回3,000円(税込)を受講者負担とする。

イ 自衛隊員：自己負担はないものとする。

9、退学規定

(1) 受講者が退学しようとするときは、所定の退学届を提出すること。

(2) 受講者が当法人の定める諸規定を守らず、又は受講者の本分にもとる次の行為があったときは、退学を命ずることがある。

- ・ 素行不良で改善の見込みがないと認められるとき
- ・ 学力劣等で修了の見込みがないと認められるとき
- ・ 正当な理由なくして欠席が多い者
- ・ 研修の秩序を乱している者

(3) (2)により退学に至ったものは、その間履修した当該研修については、全て無効とする。

10、講師

添付3号様式のとおり

11、その他

(1) 本人確認

研修初日に、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、運転免許証等の公的証明書の提示により研修受講者が本人であることを確認し、その写しを保存する。

(2) 科目(項目)の免除

研修を受講しようとする者が、すでに他の事業者による研修の一部を受講していた場合は、当該事業者の履修証明により、当該科目について免除することができる。なお、免除する科目(項目)以外の未履修科目(項目)の受講が、既に研修の一部を受講した事業者における修業期限内に修了できる見込みである場合に限る。

但し、受講者から所定の申請があった場合に限る。

(3) 秘密の保持

- ア 受講者の個人情報については、下記の目的の範囲内で利用し、利用目的以外で使用する場合は、利用者に対し事前に確認または同意を求めるものとする。
- イ 研修中に知りえた個人情報については守秘義務があり他者には一切漏らさない。
＜利用目的＞①株式会社グラン・メディコが実施する事業のご案内
②就職・求人情報のご案内

(4) 本学則に定めのない事項で、必要があると認められた時は、当社がこれを定める。

(5) 本学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- 附則 本学則は平成 28 年 2 月 4 日より施行する。
- 附則 本学則は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
- 附則 本学則は平成 29 年 2 月 1 日より施行する。
- 附則 本学則は平成 29 年 6 月 1 日より施行する。
- 附則 本学則は平成 29 年 7 月 1 日より施行する。
- 附則 本学則は平成 30 年 10 月 1 日より施行する。
- 附則 本学則は令和 1 年 10 月 15 日より施行する。
- 附則 本学則は令和 2 年 2 月 1 日より施行する。
- 附則 本学則は令和 2 年 9 月 1 日より施行する。
- 附則 本学則は令和 2 年 10 月 15 日より施行する。
- 附則 本学則は令和 3 年 1 月 4 日より施行する。